

発議第 2 1 号

新流山橋の事業推進に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

平成 2 5 年 1 0 月 8 日提出

提出者

流山市議会議員 中村 彰男

賛成者

流山市議会議員 松田 浩三

〃 中川 弘

〃 根本 守

〃 伊藤 實

新流山橋の事業推進に関する意見書

つくばエクスプレス沿線地域の幹線道路となる「都市軸道路」のうち、流山市三輪野山地先の主要地方道松戸野田線バイパスとの交差点以西の江戸川渡河部を含めた区間は、流山橋の慢性的な渋滞が発生し、近隣市や地元自治会から当該都市軸道路の早期完成を希求する声が高まっている。

このような中、千葉県は、本年5月2日に橋梁取り付け区間について、都市計画事業の認可を取得し、国からの交付金を活用した用地取得関連経費を予算化したところである。

よって、千葉県において新流山橋の完成に向け、以下のとおり事業の推進を要請する。

記

- 1 江戸川渡河区間の用地取得を早期に着手すること。
- 2 今後の事業スケジュールを明確にし、地権者及び周辺住民への情報提供など積極的な対応を図ること。
- 3 埼玉県と江戸川架橋のために必要な協議・調整を着実に進展させ、千葉県が新流山橋の事業主体となって早期に事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県流山市議会